

平成 27 年1月1日以降の実績

1号機

【滞留水の移送】

- ・1号機タービン建屋地下→1号機廃棄物処理建屋
1月6日午前9時46分～午後4時4分

【その他】

現時点での特記事項無し

2号機

【滞留水の移送】

- ・2号機タービン建屋地下→集中廃棄物処理施設(高温焼却炉建屋)
平成 26 年 12 月 22 日午前9時 58 分～平成 27 年2月9日午前 10 時 52 分
2月 12 日午前 10 時 28 分～2月 15 日午前9時 56 分
2月 17 日午前 10 時 57 分～2月 19 日午前 10 時 11 分
2月 23 日午前 10 時 28 分～2月 25 日午前9時 49 分
3月2日午前 10 時 25 分～
- ・2号機タービン建屋地下→3号機タービン建屋地下
2月9日午前 11 時 51 分～2月 11 日午前 10 時 38 分
2月 15 日午前 10 時 14 分～2月 17 日午前9時 53 分
2月 25 日午前 10 時 32 分～2月 27 日午前9時 57 分
- ・2号機タービン建屋地下の滞留水については、2月9日午前 11 時 51 分より3号機タービン建屋地下への移送を行っていたが、2月 11 日午前 10 時 38 分頃、移送ポンプが停止。漏えいを示す警報は発生していない。現場を確認したところ、当該移送ポンプの制御盤のブレーカーがトリップ位置にあることが確認されたため、同日午前 11 時 11 分に当該ブレーカーの隔離を実施。また、2号機タービン建屋および3号機タービン建屋において移送ラインのパトロールを実施し、漏えい等の異常がないことを確認。
その後、原因を調査したところ、当該ポンプ用モーターに絶縁抵抗不良が確認された(絶縁抵抗測定値:0Ω(オーム))。また、当該ポンプについては、建屋滞留水により汚染している状態のため、これ以上の点検調査を行わないこととした。2号タービン建屋滞留水移送ポンプについては、停止した当該ポンプ以外に健全なポンプを2台保有しており、通常は1台で滞留水移送を行っていることから、建屋滞留水の水位管理に支障を期たす恐れはない。なお、2号機を含む各建屋の滞留水移送ポンプについては、今後、移送ポンプの増設を計画している。
- ・2号機使用済燃料プール(以下SFP)代替冷却系について、SFP代替冷却系の弁点検作業およびSFPコンプレッサーユニットの固定作業を行うため、2月 26 日午前9時 10 分に停

止(2月 26 日午後 11 時起動予定)。冷却停止時のSFP水温度は 26.8℃。
2号機SFP代替冷却系停止時のSFP水の温度上昇率は 0.142℃/hであり、停止中のSFP水温度上昇は最大で約 1.9℃と評価しており、運転上の制限値 65℃に対して余裕があることから、SFP水温度の管理上は問題ない。
作業が終了したことから、同日午後7時 28 分にSFP代替冷却系を起動。運転状態について異常はない。なお、同日午後9時 25 分現在のSFP水温度は、冷却停止時の 26.8℃から 27.4℃まで上昇しましたが、運転上の制限値(65℃)に対して余裕があり、SFP水温度の管理上問題ない。

【その他】

- ・2号機海水配管トレンチについては、平成 26 年 12 月 24 日にトレンチ内の滞留水を2号機立坑A及び立坑C北から2号機タービン建屋へ移送し、トンネル部の連通性を確認。再度トンネル部の連通性を確認するため、平成 27 年 1 月 20 日午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分にトレンチ内の滞留水を2号機立坑Aから2号機タービン建屋へ移送を実施。
- ・2号機立坑Aについては、立坑上部の配管ダクトに設けたグラウト充填管の貫通部より、雨水が流入し、水位が上昇したことから、2月 18 日2号機タービン建屋へ移送を実施。雨水の流入箇所については、今後、流入防止措置を行うこととし、それまでの間、立坑Aに溜まった水については、適宜、2号機タービン建屋へ移送を行う。

3号機

【滞留水の移送】

- ・3号機タービン建屋地下→集中廃棄物処理施設(高温焼却炉建屋)
移送実績無し
- ・3号機タービン建屋地下→プロセス主建屋
1月 18 日午前 10 時 21 分～1月 30 日午前6時 16 分
2月1日午前9時 56 分～2月6日午前6時13分
2月9日午前 10 時 41 分～2月 21 日午前 9 時 53 分
2月 23 日午前 10 時 39 分～2月 28 日午前9時 55 分

【その他】

- ・3号機使用済燃料プール(以下SFP)代替冷却系について、平成 26 年 12 月 17 日より作業を再開している3号機燃料交換機(以下FHM)本体撤去作業に伴い、撤去対象機器に残存している油がSFP代替冷却系へ混入するのを防止するため、2月 25 日午前6時 16 分に停止(2月 25 日午後4時起動予定)。冷却停止時のSFP水温度は 21.6℃。SFP代替冷却系の停止に併せて、当該系統に設置されている弁の動作確認を実施する。なお、今回撤去対象機器に残存している油がSFP内に滞留した場合には、吸着マット等で油を回収する。
3号機SFP代替冷却系停止時のSFP水の温度上昇率は 0.107℃/hであり、停止中のSFP水温度上昇は最大で約1℃と評価しており、運転上の制限値 65℃に対して余裕があることから、SFP水温度の管理上は問題ない。
3号機燃料交換機(以下FHM)本体撤去作業に伴い、撤去対象機器に残存している油の

3号機使用済燃料プール(以下SFP)代替冷却系への流入防止および当該系統の弁動作確認のため、2月25日午前6時16分より停止していたSFP代替冷却系について、作業が終了したことから、2月25日午後3時34分に起動。起動後のSFP代替冷却系運転状態については異常なし。また、SFP水温度は冷却停止時の21.6℃から22.0℃まで上昇したが、運転上の制限値65℃に対して余裕があり、SFP水温度の管理上問題なし。

4号機

<特記事項>

- 4号機海水配管トレンチの閉塞を目的としたグラウト充填工事について、2月14日午前7時51分より作業を開始。また、グラウト充填工事により、当該トレンチの水位上昇が予測されることから、当該トレンチ内の滞留水を必要に応じて4号機タービン建屋に断続的に移送する。
- 2月27日午前11時19分頃、4号機タービン建屋1階南側エリアの漏えい検知器が動作し、当社社員が現場確認に向かっていたところ、同日午前11時23分に解除された。その後、再度同日午前11時42分に検知器が動作した。
漏えい範囲は、約20m×約6m×深さ最大約1cm。
現場を確認したところ、漏えいした水はタービン建屋補機冷却系の水抜き作業に起因するものであり、汚染水ではないことを確認。当該漏えい水の分析結果は以下の通り。

<4号機タービン建屋1階漏えい水>(午後1時40分採取)

セシウム134:2,500 Bq/L

セシウム137:8,700 Bq/L

なお、建屋外への漏えいはなく、この値はタービン建屋滞留水と比較して低い値であることを確認。漏えいした水については、タービン建屋地下へ移送処理を実施。

5号機

<特記事項>

- 5号機残留熱除去系(以下、「RHR」という。)(B系)については、原子炉停止時冷却モードにて運転中だが、2月16日から予定している海水冷却系の弁点検において、系統の一部が干渉するため、RHR(A系)への切替え操作を実施することとし、2月6日午前10時8分に原子炉の冷却を停止(停止時原子炉水温度:25.3)。その後、RHR(A系)への切替え操作に伴う配管内清掃が完了したことから、同日午後0時49分にRHR(A系)を起動し原子炉水の冷却を開始。なお、運転再開後の原子炉水温度は、停止時から変化はなく、運転上の制限値65℃に対して十分余裕があり、原子炉水温度の管理上問題はなかった。

6号機

<特記事項>

平成26年7月11日に発生した、6号機原子炉建屋6階燃料プール冷却浄化系の弁付近からの漏えいについて、その後、漏えい箇所である当該弁キャップ部に止水処置を実施し、当該系によるプール冷却を継続しているが、平成27年2月18日から2月19日(作業予定時間:24時間)にかけて、漏えいがあった当該系プール入口弁の分解点検を実施する。分解点検は、当該系を停止して実施するが、当該弁は使用済燃料プールの通常水位以下に設置された弁であること、また点検のため隔離する弁がないことから、点検可能な位置まで当該プール水位を低下させてから作業を実施する。このため、特定原子力施設に係る実施計画「Ⅲ 特定原子炉施設の保安」(以下、「実施計画」という)第2編第55条の表55-1で定める「使用済燃料プールの水位」の運転上の制限「オーバーフロー水位付近にあること」を満足出来ない状態となることから、実施計画第2編第74条第1項(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)を適用し、計画的に運転上の制限外に移行し、点検を実施する。なお、6号機当該プール水温度については、2月17日午後4時現在で約17.5℃であり、2月18日時点の冷却系停止時のプール水温度上昇率は約0.273℃/hで、当該プール水温度上昇は最大で約7℃と評価。運転上の制限値65℃に対して余裕があり、当該プール水温度の管理上は問題ない。また、点検作業期間中は、当該プール水温度および水位を常時監視しながら作業を実施する。2月18日午前9時44分より上記の点検作業を開始。点検の結果、弁各部に異常はなく、弁下部のキャップ取合部からのにじみであることを確認。このことから、弁各部の手入れおよび消耗品等の交換を実施し、復旧。その後、使用済燃料プール水位を回復させ、使用済燃料プール水位が運転上の制限である「オーバーフロー水位付近」に達したことを確認した上で、2月19日午前2時5分に当該系を起動し、運転状態および分解点検を実施した当該弁に漏えい等の異常がないことを確認。当該弁の点検作業および当該系の復旧が完了したことから、2月19日午前3時5分、実施計画第2編第74条第1項(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)の適用を解除。なお、使用済燃料プール水温度は2月19日午前3時現在で19.9℃であり、運転上の制限値(65℃)に対して余裕があり、使用済燃料プール水温度の管理上問題はなかった。

6号機使用済燃料プール冷却浄化系について、計器定例点検を行うため、3月2日午前10時17分に停止。冷却停止時の使用済燃料プール水温度は16.6℃。6号機使用済燃料プール冷却浄化系停止時の使用済燃料プール水の温度上昇率は0.264℃/hであり、停止中の使用済燃料プール水温度上昇は最大で約8℃と評価しており、運転上の制限値65℃に対して余裕があることから、使用済燃料プール水温度の管理上は問題ない。

共用プール

現時点での特記事項無し

水処理装置および貯蔵設備の状況

【タンクパトロール結果】

<特記事項>

- 平成 26 年 12 月 31 日午後 0 時 39 分頃、H2タンクエリア内のB2タンク(フランジ型タンク)側面縦フランジ部に、にじみ(5~6秒に1滴程度の滴下)を、タンクパトロール中の当社社員が発見。その後、滴下は 60 秒に1滴程度まで減少。滴下した水は容器に受けており、容器に溜まった水の表面線量率を測定したところ、ベータ線(70 μm 線量当量率)で 0.03mSv/h、ガンマ線(1cm 線量当量率)で 0.01mSv/h であり、バックグラウンドと同程度であった。このことから、タンク内の水がにじみ出たものではないと考えている。平成 27 年1月 1 日午前8時、当該部のにじみがないことを確認。
- 平成 27 年1月 31 日のパトロールにおいて、タンクからの漏えいの兆候を早期に発見する目的で 70 μm線量当量率の測定を行っているが、降雪の影響により、パトロールを中止したことから、70 μm線量当量率の測定を中止した。また、汚染水タンク水位計による常時監視(警報監視)において異常がないことを確認。今後のタンクパトロールについては、パトロールエリアの状況を確認した上で実施する。

【H4, H6 エリアタンクにおける水漏れに関するサンプリング結果】

- H4エリア周辺地下水E-1の全ベータ値は、29,000Bq/L(採取日:1月23日)となっており、前回採取時の 2,300 Bq/L(採取日:1月22日)と比較し上昇していることを確認。この値は、過去の変動の範囲内(68,000 Bq/L[採取日:1月16日])であり、当該観測孔の全ベータにおいては、降雨の際に以前にも上昇が見られていることから、今回の上昇についても、降雨が影響したものと考えている。今後も監視を継続していく。
- 1月 31 日の南放水口・排水路のサンプリングについては、降雪の影響により中止。
- 1月 31 日のH4エリア周辺のサンプリングについては、降雪の影響により中止。
- 1月 31 日のH6エリア周辺のサンプリングについては、降雪の影響により中止。
- H4エリア周辺地下水E-1の全ベータ値は、42,000Bq/L(採取日:2月1日)となっており、前回採取時の 2,200 Bq/L(採取日:1月30日)と比較し上昇していることを確認。この値は、過去の変動の範囲内(68,000 Bq/L[採取日:1月16日])であり、当該観測孔の全ベータにおいては、降雨の際に以前にも上昇が見られていることから、今回の上昇についても、降雪が影響したものと考えている。今後も監視を継続していく。その他の分析結果については、前回採取した測定結果と比較して大きな変動は確認されていない。
- H4エリア周辺地下水E-1の全ベータ値は、52,000Bq/L(採取日:2月19日)となっており、前回採取時の 4,200 Bq/L(採取日:2月18日)と比較して 10 倍程度上昇していることを確認。この値は、過去の変動の範囲内(68,000 Bq/L[採取日:1月16日])であり、当該観測孔の全ベータにおいては、降雨の際に以前にも上昇が見られていることから、今回の上昇についても、降雨が影響したものと考えている。今後も監視を継続していく。その他の分析結果については、前回採取した測定結果と比較して大きな変動は確認されていない。

【地下貯水槽に関する水のサンプリング結果】

- 地下貯水槽に係わる水の分析結果(1月31日採取)については、降雪の影響によりサンプリングを中止。

【セシウム除去設備】

- 1月6日午前 11 時 47 分、セシウム吸着装置について、セシウムおよびストロンチウム処理の準備が整ったことから、処理運転を開始。

【多核種除去設備 (ALPS)】

現時点での特記事項無し

【増設多核種除去設備】

現時点での特記事項無し

【高性能多核種除去設備】

現時点での特記事項無し

【淡水化装置】

- 1月 19 日午後3時 13 分頃、5・6号機北側に設置してある淡水化装置(RO)の漏えい検知器が動作。同日午後3時 15 分に当社社員が現場にて、漏えい範囲が約1m×約5m×約1mm であることとRO装置が停止していることを確認。漏えいはRO装置のコンテナ内に留まっており、外部への流出はなかった。漏えい箇所について調査した結果、設備からの漏えいは確認されず、漏えい箇所付近に仮置きしていた洗浄用水を入れたポリタンクのキャップより漏えいが確認されたことから、ポリタンク内の洗浄水が漏えいしたものと推定。漏えいした水(約5L)については回収を終了。

<ポリタンク水の放射能分析結果>

- セシウム-134 検出限界値(1.7×10¹ Bq/L)未満
- セシウム-137 検出限界値(2.5×10¹ Bq/L)未満
- 全ベータ 1.1×10² Bq/L

【サブドレン他水処理施設】

現時点での特記事項無し

【RO濃縮水処理設備】

- 1月 10 日午前 10 時 18 分、RO濃縮水処理設備について運転を開始。運転開始後の状況について、漏えい等の異常のないことを確認。なお、本設備で処理した水は、改めて多核種除去設備にて処理する予定。

【RO濃縮廃液タンク水処理設備】

- タンクに貯留しているRO濃縮水を浄化するため、第二モバイル型ストロンチウム除去装置について、これまで原子力規制庁による検査にて通水試験などを実施していたが、設備や機能に異常がないことが確認されたことから、2月 20 日午後2時 41 分、4基中2基(装置2および4)による連続運転を開始。同日午後3時、運転後の状況について、漏えいなどの異常がないことを確認。当該装置は、必要に応じ吸着塔の交換やフィルター洗浄のため、一時的な運転停止を行いながら処理を継続していく。
- 第二モバイル型ストロンチウム除去装置の装置3について、これまで原子力規制庁による検査にて通水試験などを実施していたが、設備や機能に異常がないことが確認されたことから、2月 27 日午後2時 16 分、連続運転を開始。同日午後2時 30 分、運転後の状況について、漏えいなどの異常がないことを確認。これにより、当該装置は4基中3基(装置2、3、4)の運転を開始。
- 第二モバイル型ストロンチウム除去装置(RO濃縮廃液タンク水処理用)の装置1については、これまで原子力規制庁による検査にて通水試験等を実施していたが、設備や機能に異常がないことが確認されたことから、3月2日午後2時 10 分に連続運転を開始。運転後の状況については、同日午後2時 40 分に漏えい等の異常がないことを確認。当該装置は、必要に応じ吸着塔の交換やフィルター洗浄のため、一時的な運転停止を行いながら処理を継続していく。

地下水バイパス

【排水実績】

<排水実績>

- ・一時貯留タンクグループ2 1月5日午前10時6分～午後5時27分。排水量:1,879 m³
- ・一時貯留タンクグループ1 1月11日午前9時55分～午後6時17分。排水量:2,120 m³
- ・一時貯留タンクグループ3 1月17日午前10時4分～午後6時25分。排水量:2,120 m³
- ・一時貯留タンクグループ2 1月23日午前10時9分～午後5時24分。排水量:1,850 m³
- ・一時貯留タンクグループ1 1月29日午前9時54分～午後4時45分。排水量:1,730 m³
- ・一時貯留タンクグループ3 2月4日午前10時4分～午後4時52分。排水量:1,679 m³
- ・一時貯留タンクグループ2 2月10日午前10時9分～午後4時34分。排水量 1,629 m³
- ・一時貯留タンクグループ1 2月16日午前10時12分～午後4時49分。排水量 1,667 m³
- ・一時貯留タンクグループ3 2月22日午前10時3分～午前10時18分。排水量:65 m³
- ・一時貯留タンクグループ3 2月23日午前10時11分～午後4時13分。排水量:1,515 m³
- ・一時貯留タンクグループ2 2月28日午前10時11分～午後4時51分。排水量:1,700 m³

<特記事項>

- ・地下水バイパス揚水井 No.12 について、揚水ポンプおよび、揚水井内部の清掃作業を行うため、平成26年12月12日午前7時1分に停止。清掃が完了したことから平成27年1月6日午後5時41分に地下水の汲み上げを再開。
- ・地下水バイパス揚水井 No.10 について、揚水ポンプおよび、揚水井内部の清掃作業を行うため、1月13日午前8時57分に停止。清掃が完了したことから平成27年2月10日午後6時12分に地下水の汲み上げを再開。
- ・地下水バイパス揚水井 No.10 については、ポンプ点検中のため2月9日の採取を中止。
- ・地下水バイパス揚水井 No.11 において藻のような浮遊物(鉄酸化細菌等)が汲み上げられた事への水平展開として、地下水バイパス揚水井 No.10 について、揚水ポンプおよび揚水井内部の清掃作業を行うため、水の汲み上げを1月13日午前8時57分に停止。清掃が完了したことから、2月10日午後6時12分に地下水のくみ上げを開始。揚水ポンプの運転状態に異常がないことを確認。今後、各地下水バイパス揚水ポンプの運転状態を監視し、必要に応じて清掃を行っていく。
- ・2月22日午前10時3分、海洋への排水を開始したが、午前10時10分頃に構内側溝排水放射線モニタ「高高」警報が発生したことから、本日予定していた地下水バイパス一時貯留タンクグループ3からの排水について、午前10時18分に排水作業については延期することとした。排水量は65m³。

【地下水バイパス揚水井のサンプリング結果】

<特記事項>

地下水調査関連

【地下水観測孔のサンプリング結果】

<特記事項>

- ・平成26年12月31日に採取した地下水観測孔 No.2の地下水の分析値について以下の通り変動がみられた。

<今回(12月31日)採取分>

- ・セシウム134 2.1Bq/L(過去最大値)〔前回分析値(12月29日採取):検出限界値(0.39 Bq/L)未滿〕
- ・セシウム137 7.7Bq/L(過去最大値)〔前回分析値(12月29日採取):検出限界値(0.58 Bq/L)未滿〕

<参考:過去最高値>

- ・セシウム134:0.88 Bq/L(平成26年2月26日採取分)
- ・セシウム137:2.5 Bq/L(平成26年2月26日採取分)

なお、当該観測孔の位置する2・3号機取水口間では、海洋への流出防止を目的として、ウェルポイントによる地下水の汲み上げを継続している。

その他分析結果については、前回採取した測定結果と比較して大きな変動は確認されていない。

- ・1月2日に採取した地下水観測孔 No.2-7の地下水の分析値について以下の通り変動がみられた。

<今回(1月2日)採取分>

- ・セシウム137:12Bq/L(過去最大値)〔前回分析値(平成26年12月31日採取):0.92 Bq/L〕

<参考:過去最高値>

- ・セシウム137:9.0Bq/L(平成26年2月23日採取分)

その他分析結果については、前回採取した測定結果と比較して大きな変動は確認されていない。

- ・1月12日に採取した地下水観測孔 No.1-12の汲み上げ水について、セシウム134、セシウム137、コバルト60および全ベータの値が、前回値と比較して高く、過去最高値が検出された。このため、1月13日に再度本観測孔の水を採取。その結果は、セシウム134、セシウム137、コバルト60および全ベータの値とも、前回(1/12採取)から低減しており、ほぼ前々回(1/8採取)の測定結果と同程度の値となっている。

他の観測孔の測定結果については有意な変動が見られていない。1月13日に再度本観測孔で採取するなど、今後も監視を継続する。

なお、地下水観測孔 No.1-12の位置する1・2号機取水口間では、海洋への流出防止を目的として、ウェルポイントにおける地下水の汲み上げを継続している。

- ・平成27年2月6日に採取した地下水観測孔 No.2-7の汲み上げ水について、セシウム134、セシウム137の値が、前回値と比較して高く、過去最高値が検出された。

<地下水観測孔 No.2-7の測定結果:今回(2月6日)採取分>

- ・セシウム134:5.2 Bq/L
- ・セシウム137:18 Bq/L

<参考:前回(2月4日)採取分>

- ・セシウム134:0.40 Bq/L(お知らせ済み)
- ・セシウム137:0.99 Bq/L(お知らせ済み)

2月8日に再度本観測孔で水を採取しサンプリングを行うなど、今後も監視を継続する。

なお、地下水観測孔 No.2-7の上流側の2・3号機取水口間では、海洋への流出防止を目的として、

的として、ウェルポイントにおける地下水の汲み上げを継続している。

その他の観測孔の測定結果については、前回採取した測定結果と比較して大きな変動は確認されていない。

【1～4号機サブドレン観測井のサンプリング結果】

<特記事項>

・2号機サブドレンに高い放射能濃度が検出された件について、高い放射能濃度が検出されたサブドレン No.18 および No.19 (以下、「当該サブドレン」) に連結管で接続されているサブドレン No.17 の閉塞作業を平成 26 年 11 月 21 日に完了。その後の分析結果において有意な変動がないことから、当該サブドレンおよび周辺のサブドレンの放射能分析を1週間に1回から通常の監視体制に変更する。

その他

【その他設備からの水漏れ】

現時点での特記事項無し

【油漏れ】

・平成 27 年 1 月 16 日午後 6 時 10 分頃、構内 4 号機西側において、凍土壁工事にて使用していた削孔機の油圧ホースから油が漏れいしていることを、協力企業作業員が発見。油の漏れいは連続滴下で継続していたため受けを設置し、漏れいに伴い周辺の鉄板上に溜まった油については拭き取りを実施。また、同日午後 6 時 39 分に一般回線にて富岡消防署へ連絡。

漏れいした油は油圧ホースからの漏れいであることから、削孔機の制御油と判断。削孔機周辺の敷鉄板上に溜まった油については、同日午後 7 時 8 分に吸着マットによる拭き取りを完了。また、同日午後 8 時 00 分頃、油圧ホースを取り外し、油圧ホース取付け口に閉止栓を取り付けたことで油の漏れいが止まったことを確認。

削孔機から漏れいした油の量は、周辺の敷鉄板上に溜まった油の量が約 2m×約 3m の範囲で約 6 リットル、油圧ホースの受けに溜まった油の量は、約 40 リットルであることを確認。なお、同日午後 8 時 11 分に富岡消防署より「油漏れ事象」との判断を受けた。

【その他設備の不具合・トラブル】

現時点での特記事項無し

【けが人・体調不良者等】

・1 月 13 日午前 9 時 45 分頃、2 号機原子炉建屋 1 階除染作業中、吊り上げ作業中の鉛板に、協力企業作業員の頭部が接触し首の痛みを訴えたことから、入退域管理棟救急医療室にて医師の診断を受診。その結果、緊急搬送の必要があると判断し、同日午前 11 時 13 分、救急車を要請。

なお、当該作業員については意識があり、自力歩行が可能であるが、頭部の接触であることから、念のため検査を実施し医師による診察 (CT および MRI 検査を実施) の結果、「頭部打撲」と診断。

また、負傷したときの状況について、その後の聞き取りにより、「当該作業にて使用していた昇降台車を移動させる際、上部既設物に昇降台車の手摺 (折り畳み式、鉛板 4 枚取付) が干渉するため、手摺を折り畳んで移動しようとした。その際、負傷者を含む作業員 2 名が手摺を折り畳むレバーを動かしたところ、手摺りが負傷した作業員の頭部に倒れ、左手薬指をヘルメットの間に挟むとともに頭部にぶつかり負傷した」ことを確認。

・1 月 15 日午後 0 時 20 分頃、構内 G5 タンクエリアにおいて、協力企業作業員が汚染水タンク雨水抑制対策工事中にグラインダーで左手を負傷した。その後、入退域管理棟救急医療室にて医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると判断されたため、午後 1 時 36 分に救急車を要請。午後 2 時 6 分に急患移送車にて同発電所を出発し、富岡消防署 (救急車待機場所) で救急車に乗り換えて、いわき市立総合磐城共立病院へ向かった。なお、当該作業員の身体への放射性物質の付着はなかった。医師による診察の結果、「左示指挫創」、「左中指末節骨開放骨折」と診断。今後、約 2 ヶ月程度の通院加療を要する見込み。

・1 月 19 日午前 9 時 10 分頃、構内の雨水処理タンクエリアにおいて、雨水受けタンク設置工事を請け負った企業の社員 (元請社員) が、タンク天板上部 (約 10m) から墜落したとの連絡が緊急時対策本部に入った。その後、救急医療室にて医師の診察を受け、意識はあるものの、動けない状態であった。同日午前 10 時 31 分に入退域管理棟救急医療室から救急車にていわき市立総合磐城共立病院へ向かった。負傷者は、当該タンク水張り試験後のタンク内面の検査をするため、当社社員 1 名および元請社員 2 名 (うち 1 名は負傷者) の 3 名で、検査準備を実施していたが、タンク内部が暗かったことから、タンク内に明かりを取り込むため当該タンク上部へ上がり、タンク天板にあるマンホールの蓋を一人で開けようとした際に、マンホールの蓋とともにタンク内部へ墜落したものと推定。なお、負傷者は安全帯を装備していたが、使用状況については調査中。当該負傷者の身体に放射性物質の付着はない。その後、同日午前 11 時 43 分に病院へ到着し医師による治療を行っていたが、1 月 20 日午前 1 時 22 分に死亡を確認。

・3 月 2 日午前 8 時 50 分頃、構内の化学分析棟において、協力企業作業員 (男性) が作業中につまずいて転倒。その後、入退域管理棟救急医療室にて医師の診察を受けた結果、右手首脱臼骨折の疑いがあり、緊急搬送の必要があると診断されたため、同日午前 9 時 25 分に救急車を要請。緊急搬送先は、いわき市立総合磐城共立病院を予定。なお、当該作業員の身体に放射性物質の付着はなく、自力歩行が可能な状態。

【その他】

・2 月 16 日午前 11 時 15 分頃、発電所構内北側にある瓦礫一時保管エリア A1 の A テントにおいて、屋根の一部が破損していることを当社社員が確認。同日午前 11 時 24 分、2 月 15 日朝以降のモニタリングポストおよび構内ダストモニタの指示値に有意な変動がないことを確認。その後、状況を確認した結果、屋根 (縦: 約 51m、幅: 約 35m、面積: 約 1,785m²) の上部北西側末端部でシートが縦: 約 3.6m、幅: 約 15m (面積: 約 54 m²) に亘って破れていることを確認。なお、当該テントには周囲を土のうで遮蔽している高線量金属瓦礫 (線量 30mSv/h 未満) 約 20m³ と金属容器に封入している高線量金属瓦礫 (線量 30mSv/h 未満) 約 120 m³ を保管している (保管容量は 2,400 m³)。また、当該テント外側の空气中放射性物質濃度は屋根破損後も検出限界値未満であることを確認。今後、破損部の修理を実施。

テント内側 (採取時刻: 2 月 16 日午後 0 時 27 分～午後 0 時 47 分)

セシウム 134: $6.7 \times 10^{-6} \text{Bq/cm}^3$

セシウム 137: 2.4×10^{-5} Bq/cm³

テント外側(採取時刻: 2月 16 日午後0時1分～午後0時 21 分)

セシウム 134: 検出限界値未満(検出限界値: 1.8×10^{-6} Bq/cm³)

セシウム 137: 検出限界値未満(検出限界値: 2.8×10^{-6} Bq/cm³)

・2月 22 日午前 10 時頃、構内側溝排水放射線モニタ「高」警報が発生。その後、午前 10 時 10 分頃、構内側溝排水放射線モニタ「高高」警報が発生。午前 10 時 20 分、当該放射線モニタの指示値については、以下のとおり。

・A系: 5.05×10^3 Bq/L(全ベータ)

・B系: 5.63×10^3 Bq/L(全ベータ)

午前 10 時 25 分、全汚染水タンクエリアの止水弁が「閉」となっていること、午前 10 時 30 分、全汚染水タンクの水位に有意な変動がないことを確認。

午前 11 時頃に採取した当該排水路の分析結果について、

・セシウム 134: 4Bq/L

・セシウム 137: 11Bq/L

であった。(全ベータについては、分析中)

この分析結果は、定例で分析している当該モニタ近傍の昨日(2月 21 日)の分析結果タンク脇側溝(C排水路の合流点前)

・セシウム 134: 検出限界値未満(15Bq/L)

・セシウム 137: 検出限界値未満(23Bq/L)

と比較して、低い値であった。

午前 11 時 46 分までに、多核種除去設備、増設多核種除去設備、高性能多核種除去設備、RO濃縮水処理設備、モバイルストロンチウム除去装置(A系・B系・第二の2および4)を停止し、35m盤の移送をすべて停止。

当該放射線モニタA系は、午前 11 時 50 分に 2.68×10^3 Bq/L(全ベータ)を確認、当該放射線モニタB系は、午後0時 20 分に 2.96×10^3 Bq/L(全ベータ)を確認し、「高高」警報が解除。「高高」警報設定値: 3.0×10^3 Bq/L(全ベータ)

午後0時 20 分、全汚染水タンクについて、タンクパトロールを完了し、漏えい等の異常がないことを確認。午後0時 47 分、排水路ゲートをすべて「閉」にした。当該放射線モニタA系は、午後1時 30 分に 1.45×10^3 Bq/L(全ベータ)を確認し「高」警報が解除となった。「高」警報設定値: 1.5×10^3 Bq/L(全ベータ)

午後2時2分、当該モニタの警報発生時に汚染水の移送中であった系統の配管パトロールを実施し、漏えい等の異常がないことを確認。

午後3時1分、当該排水路に溜まった水の排水のため、パワープロベスター(バキューム車)によるくみ上げを開始。

排水路、排水路出口および港湾内のサンプリングを実施するとともに、警報発生の原因について引き続き調査を実施。なお、モニタリングポスト指示値の有意な変動は確認されていない。

当該排水路について全ベータ放射能の分析を行った結果、以下のとおり。この分析結果は、定例で分析している当該モニタ近傍(タンク脇側溝(C排水路の合流点前))の2月 21 日の全ベータ分析結果 40Bq/Lと比較して、有意な変動であることを確認。

・構内側溝排水放射線モニタ近傍: 3.8×10^3 Bq/L(午前 11 時採取)

・発電所港湾内排水路出口 : 3.0×10^3 Bq/L(午後0時 30 分採取)

また、「高高」警報発生後の当該放射線モニタ指示値の最大値は以下のとおりであり、流入箇所は特定できていないものの、排水路に汚染された水が流入し、発電所港湾内に流

出したと推定。

<構内側溝排水放射線モニタ指示値(最大値)>

A系: 5.63×10^3 Bq/L(全ベータ)

B系: 7.23×10^3 Bq/L(全ベータ)

構内側溝排水放射線モニタ警報発生については、2月 22 日午後4時 55 分に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 62 条の3に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第 18 条第 11 号「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。」に該当すると判断。

午後1時 50 分に採取した構内側溝排水放射線モニタ近傍の全ベータ放射能分析結果は、約 390Bq/Lに低下。

また、午後6時 20 分に採取した当該排水路内の水の放射能分析を行った結果、午後1時 50 分に採取した構内側溝排水放射線モニタ近傍の全ベータ放射能分析結果(約 390Bq/L)より低下しており、分析結果は、以下のとおり。

<構内側溝排水放射線モニタ近傍>(午後6時 20 分採取)

全ベータ : 190Bq/L

セシウム 134: 検出限界値(2.8Bq/L) 未満

セシウム 137: 検出限界値(3.5Bq/L) 未満

構内排水路の上流側については、有意な変動は確認されていない。

なお、港湾内の水の放射能分析を行った結果、通常の変動範囲内の値であることを確認。

2月 22 日午後 10 時に採取したC排水路(構内側溝放射線モニタ近傍)の分析結果については、全ベータ値が 20Bq/L、セシウム 134 が検出限界値(3.3Bq/L) 未満、セシウム 137 が 6.9Bq/L であり、通常の変動範囲内の値に低下していることを確認。

また、当該警報発生後、排水路から港湾内への汚染した水の流入防止のため、BおよびC排水路に設置してあるゲートを「閉」とし、溜まった水についてはパワープロベスター(バキューム車)による回収作業を行っている。

降雨の影響等により排水路内の水が溢水し、管理できないところで土壤に浸透する恐れ、さらには外洋への流出リスクを回避する目的から、2月 23 日午前3時 50 分から午前5時 23 分にかけて、最下流側の排水路ゲートおよびB、C排水路のゲートを全て「開」にした。今後、排水路内の水(採取箇所: 構内側溝排水放射線モニタ近傍)および港湾内等の海水(12 箇所)については、ガンマ放射能および全ベータ放射能の測定頻度を1回/週から1回/日に変更し、モニタリングを強化。

排水路の全てのゲートを「開」にした後の当該排水路内の水の放射能分析を行った結果、いずれも検出限界値未満。分析結果は、以下のとおり。

<構内側溝排水放射線モニタ近傍>(午前8時 30 分採取)

全ベータ : 検出限界値(5.1Bq/L) 未満

セシウム 134: 検出限界値(3.0Bq/L) 未満

セシウム 137: 検出限界値(3.0Bq/L) 未満

2月 23 日、当該放射線モニタA系B系の点検清掃を実施。放射線モニタB系は、午後4時

に $6.92 \times 10^2 \text{Bq/L}$ (全ベータ)を確認し、「高」警報が解除(「高」警報設定値: $1.5 \times 10^3 \text{Bq/L}$ (全ベータ))。なお、A系の指示値は、 $5.44 \times 10^2 \text{Bq/L}$ (全ベータ)。当該放射線モニタの指示値については、2月22日午後10時に採取したC排水路(構内側溝排水放射線モニタ近傍)の分析結果(全ベータ: 20Bq/L)と比較し、高い値となっているが、これは当該放射線モニタの検出ラインのバックグランド値が高くなったためであると考えている。当該放射線モニタは、排水路中に含まれる放射性物質濃度の傾向監視として設置したものであり、実測値(評価値)については手分析値を使用する。

当該モニタ「高高」警報の発生に伴い、停止していた多核種除去設備、増設多核種除去設備、高性能多核種除去設備、RO濃縮水処理設備、モバイル型ストロンチウム除去装置(A系・B系・第二の2および4)、35m盤の移送については、2月23日午後4時51分までに、順次これらの設備の再起動および移送を再開。起動後の現場確認においても、漏えい等の異常は確認されず、また、当該モニタにおいても有意な変動は確認されていない。

・2月17日から3月2日にかけて、原子炉格納容器内窒素封入設備である非常用窒素ガス分離装置の本格点検を実施。非常用窒素ガス分離装置は、通常待機状態となっており、点検期間中は3台ある常用窒素ガス分離装置(2台運転、1台待機)により窒素封入を継続。当該点検の実施にあたり、点検中は非常用窒素ガス分離装置が動作不能な状態となり、特定原子力施設に係る実施計画「Ⅲ 特定原子炉施設の保安」(以下、「実施計画」という)第1編第25条の表25-1で定める運転上の制限「窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び非常用窒素ガス分離装置(非常用窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含む)が動作可能であること」を満足出来ない状態となることから、実施計画第1編第32条第1項(保全作業を実施する場合)を適用し、計画的に運転上の制限外に移行し、点検を実施。なお、点検期間中、非常用窒素ガス分離装置の起動が必要となった場合には、速やかに起動可能な状態に復帰する等の安全措置を定めた上で点検を実施。2月17日午前10時より上記の点検作業を開始。3月2日午前10時34分に点検作業が終了。その後の動作確認において異常が無いことから、非常用窒素ガス分離装置を待機状態とし、同日午後12時5分に特定原子力施設に係る実施計画「Ⅲ 特定原子炉施設の保安」第1編第32条第1項(保全作業を実施する場合)の適用を解除。

以 上